

CONTENTS ～主な内容～ ●資源物拠点回収事業・選ばれた名作たち……2 ●立地適正化計画……3 ●町職員の給与公表……4～6 ●まちの話題・すくすく日記……7 ●ひろば・広報ぎゃらりー……8 ●ほん大好き……9 ●生涯学習だより……10 ●神田医師の調子はいかが？……11 ●後期高齢者医療制度……12 ●国保のそこが知りたい……13 ●いきいき健康だより……14 ●くらしの情報……15～19 ●地域包括支援センターと社会福祉協議会の事務所が入れ替わります・3月のカレンダー……20

資源物拠点回収事業で家庭ごみを減らそう

町の資源物拠点回収事業を知っていますか。毎月第1・第3日曜日に宮若市のくらしクリーンセンターで行っています。回収できる資源物や持ち込み方法は2ページに掲載していますので、ルールを守って家庭ごみを減らしましょう。

平常時は、町のさまざまな情報や「ごみの分別方法」等の検索ツールとして、災害時は避難情報の受信ツールとして活用できます。ぜひ、ご登録ください。

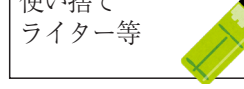
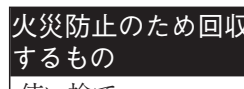
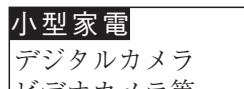
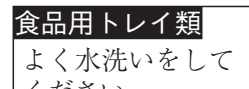
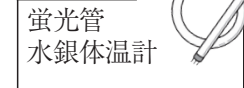
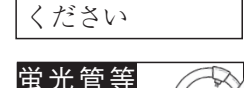
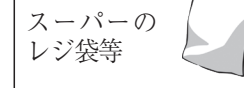
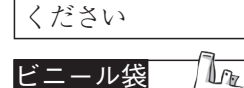
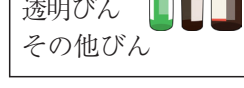
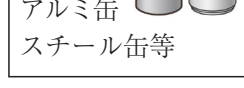
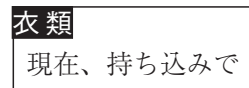
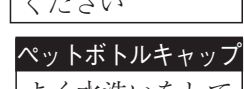
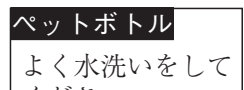
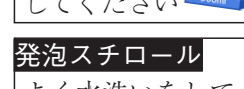
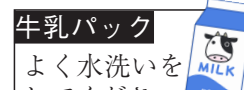
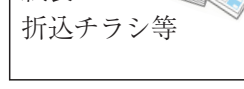
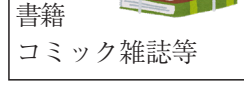
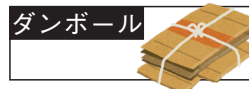
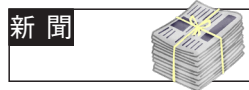


3 March
2022
No.747

資源物拠点 回収事業

町ではごみを減らすために毎月第1、第3日曜日に資源物拠点回収事業を行っています。資源物拠点には、持ち込み方法のルールがあります。持ち込み方法をよく守って、家庭ごみを減らしましょう。ご理解とご協力をお願いします。

■持ち込むことができるもの（持ち込む場合の注意点等）



※資源物拠点回収事業についての詳細については、各世帯に配布している「家庭ごみの正しい出し方」の3ページ、4ページをご確認ください

■持ち込み方法

- 車などに積んで直接持ち込み可能
- 持ち込みは無料
- 固形燃料用ごみ、粗大ごみの持ち込みは不可
- カビや汚れがひどいものは引き取りできません

■とき・ところ

- とき 毎月第1、第3日曜日午前9時から正午まで
- ところ くらじくクリーンセンターストックヤード（宮若市本城1593番地38）
- 問い合わせ 役場農政環境課生活環境係 ☎42局2111番まで

鞍手町青少年育成町民会議環境委員会では、不法投棄防止啓発活動の一環として、町内の小学生に不法投棄防止を呼びかけるポスターを描いてもらいました。各小学校ごとに代表作品1点を選んでもらい屋外設置用の看板を製作しました。

鞍手町衛生連合会等の協力を得て完成した看板は、各小学校区内の人目につきやすい場所に設置されています。



新延小学校美化委員会
5年 兼寛玲奈 松木陽輝 合原琉架
6年 今井皇牙 清川 遼



古月小学校6年
池田来夢 中野桃伽
能美 咲 大和楓夏



剣南小学校5年
岩橋 叶



剣北小学校
5年 安棲心音 丹生愛理 金田千瀬
6年 猪口翔太



西川小学校
6年生一同



室木小学校5年
石田陽央莉 伊藤麻純 浦田悠斗
中嶋萌々愛 福本琉南

美しいふるさとであることを願って
選ばれた名作たち



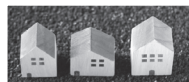
この町の 未来へと続く 羅針盤

立地適正化計画

Kurate Town Compact City Plan



居住や商業、医療、行政などの都市施設を集約したコンパクトな都市の形成。すべての住民が車に頼らない暮らしを実現するための公共交通ネットワークの構築。鞍手町では、この2つを目指した新しいまちづくりを進めるための計画「鞍手町立地適正化計画」を令和4年3月31日に策定、公表します。



居住や医療、商業、行政などの都市施設を誘導・集約する区域を形成します

立地適正化計画では、居住を誘導する居住誘導区域とその範囲の中で行政や商業、医療などの都市施設を集約する都市機能誘導区域を定めています（下の図）。

また、都市機能誘導区域内に維持や誘導したい都市施設を誘導施設として設定しています。また、持続的な公共交通の構築に一体的に取り組むこととしています。

今後は、これらの区域に居住や都市施設を長い年月をかけて緩やかに誘導、集約していきます。



誘導区域以外で行う建築や開発行為などは30日前までに届出が必要です

設定された居住誘導区域や都市機能誘導区域以外の地域で、一定規模以上の住宅開発などを行う場合には、工事着手の30日前までに届出が必要になります。

○届出の対象となる行為（右の図）

- ①居住誘導区域以外で、3戸以上の住宅の開発や建築、1,000㎡以上の1戸または2戸の住宅を開発したりする場合など
- ②都市機能誘導区域以外で、誘導施設を新築・改築したり、用途を変更したりする場合。都市機能誘導区域内で、誘導施設を休廃止する場合など

※詳しくは、役場地域振興課（0949-42-2111）まで

鞍手町立地適正化計画は、令和4年3月31日に策定・公表します

届出の対象となる行為（例）

○居住誘導区域以外で行う開発行為など

- ①3戸以上の住宅を建築する目的の開発行為



・3戸以上の住宅の開発行為



・3戸以上の集合住宅の開発行為

- ②1戸または2戸の住宅を建築する目的の開発行為でその規模が1,000㎡以上



・1戸の規模が1,200㎡の開発行為

○都市機能誘導区域以外で行う建築などの行為

誘導施設を新築・改築したり、用途を変更したりする場合



○都市機能誘導区域内で行う建築などの行為

計画に位置付けられた誘導施設を休止または廃止する場合



〔廃止〕



〔休止〕

掲げるまちづくりの方向性が

鞍手町立地適正化計画区域（町全域）

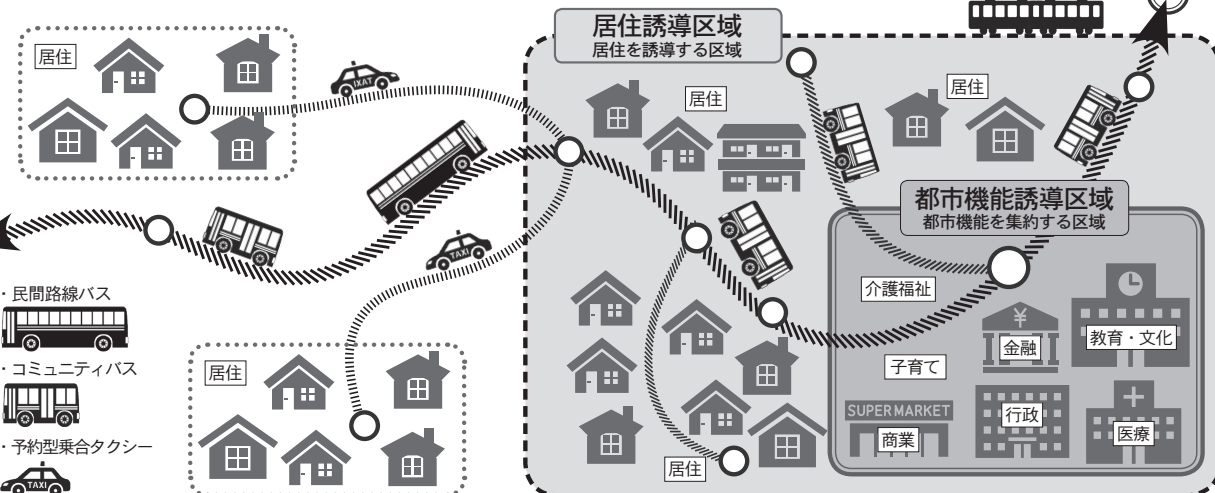
民間路線バスの機能維持を図りながら、コミュニティバスや予約型乗合タクシーなどの公共交通を確保・維持し、周辺地域に居住する人を含め、すべての住民が車に頼らない暮らしを可能にする交通ネットワークを構築します。

コンパクトシティ

＋【プラス】

ネットワーク

支援制度を拡充し、生活利便性の高い居住誘導区域へ居住を誘導していきます。また、行政や医療、商業などの生活サービス施設を都市機能誘導区域内に集積して、回遊性の高い便利なまちを構築します。



公表します 鞍手町職員の

給与

町民一人ひとりが安心して暮らせるよう町ではいろいろな仕事をしています
それらを担う町職員の給与は
条例や規則などの決まりに
基づいて支給されています
主な内容について次のとおり公表します

①人件費の状況（令和2年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (令和3年1月1日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
15,562 人	120 億 7,663 万 2 千円	7,241 万 7 千円	12 億 7,425 万円	10.6%

人件費には、特別職に支給される給与や報酬などが含まれています。

②職員給与費の状況（令和2年度普通会計決算）

職員数 (A)	給 与 費				1人当たりの 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
112 人	4億 4,015 万 3 千円	6,867 万 9 千円	1億 7,549 万 2 千円	6億 8,432 万 4 千円	611 万円

- 1) 職員手当には、退職手当は含まれていません。
2) 職員数は、令和2年4月1日現在の普通会計の人数です。

③職員の平均給料月額と平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鞍手町	30 万 5,300 円	36 万 7,279 円	43.2 歳	*	*	*

- 1) 一般行政職とは、行政職の職員のうち、税務職と保健師職の職員を除いたものです。
2) 平均給料月額とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
3) 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる諸手当の額を合計したものです。
※個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人の場合は、個人の特定を避けるため、「*」で表示しています。

④職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	一般行政職		技能労務職
	大学卒	高校卒	高校卒
鞍手町	17 万 1,700 円	15 万 600 円	14 万 7,900 円
国	18 万 2,200 円	15 万 600 円	

国の大学卒初任給は、大学卒業程度試験適用の場合です。

⑤職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	一般行政職		技能労務職
	大学卒	高校卒	高校卒
経験年数 10 年以上 15 年未満	25 万 700 円	22 万 6,400 円	10 年以上 30 年未満の 高校卒の技能労務職員 は該当者なし
経験年数 15 年以上 20 年未満	30 万 5,600 円	28 万 7,400 円	
経験年数 20 年以上 25 年未満	34 万 800 円	31 万 6,800 円	
経験年数 25 年以上 30 年未満	36 万 3,700 円	34 万 5,500 円	

- 1) 経験年数とは、卒業後直ちに採用された場合は採用後の年数を、採用前に民間などに勤務した経歴がある場合は、その期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。
2) 令和3年地方公務員給与実態調査に基づくものです。

⑥期末・勤勉手当の状況

区 分		令和2年度支給割合			令和3年度支給割合		
		6月	12月	計	6月	12月	計
鞍手町	期末手当	1.30 月分	1.25 月分	2.55 月分	1.275 月分	1.275 月分	2.55 月分
	勤勉手当	0.95 月分	0.95 月分	1.90 月分	0.95 月分	0.95 月分	1.90 月分
国	期末手当	1.30 月分	1.25 月分	2.55 月分	1.275 月分	1.275 月分	2.55 月分
	勤勉手当	0.95 月分	0.95 月分	1.90 月分	0.95 月分	0.95 月分	1.90 月分

⑦退職手当の状況 (令和3年4月1日現在)

区 分		勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度	1人当たり平均支給額
鞍手町	自己都合	19.6695月分	28.0395月分	39.7575月分	47.709月分	1,270万9千円
	勸奨・定年	24.586875月分	33.27075月分	47.709月分	47.709月分	2,118万4千円
国	自己都合	19.6695月分	28.0395月分	39.7575月分	47.709月分	
	勸奨・定年	24.586875月分	33.27075月分	47.709月分	47.709月分	

1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された金額です。

⑧その他の手当の状況 (令和3年4月1日現在)

手当の名称	内 容	1人当たり 平均支給年額	手当の名称	内 容	国の制度との異同
地域手当	平成21年度より廃止	0円	扶養手当	配偶者6,500円、子1万円 その他の扶養親族は1人につき6,500円	同
特殊勤務手当	危険・困難などに指定した業務に従事する職員に支給。伝染病防疫作業手当、行旅病人および死亡人取扱作業手当、し尿処理場作業手当がある	0円	住居手当	借家・借間などの居住にかかる費用を負担している職員に月額2万8,000円を限度に支給	同
時間外勤務手当	正規の勤務時間外に勤務した職員に支給	36万8,297円	通勤手当	最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路・方法により算出した額(例: 2キロ以上5キロ未満の自家用車使用月額2,000円)	同

1人当たり平均支給年額は、令和2年度に支給された金額です。

⑨特別職の報酬などの状況 (令和3年4月1日現在)

区 分	給 料			報 酬		
	町 長	副町長	教育長	議 長	副議長	議 員
報酬などの月額	69万8,000円	61万円	55万8,000円	30万8,000円	25万8,000円	24万3,000円
期末手当	(令和2年度支給割合) 6月期…1.30月分、12月期…1.25月分、計…2.55月分 (令和3年度支給割合) 6月期…1.275月分、12月期…1.275月分、計…2.55月分					

平成23年4月に特別職の報酬の改定を行いました。

⑩部門別職員数の増減状況 (令和3年4月1日現在)

部 門		一般行政（福祉関係を除く）								福祉関係			一般行政計
		議会	総務	税務	労働	農水	商工	土木	小計	民生	衛生	小計	
職員数 (人)	令和2年	3	32	9	0	5	2	13	64	26	9	35	99
	令和3年	3	32	9	0	5	2	13	64	27	10	37	101
	対前年増減数									1	1	2	2

部 門		特別行政		公営企業など				総合計
		教育	小計	水道	下水道	その他	小計	
職員数 (人)	令和2年	13	13	7	4	15	26	138
	令和3年	13	13	7	4	14	25	139
	対前年増減数					△1	△1	1



⑪一般行政職の級別職員数状況（令和3年4月1日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
標準的な職務内容	主事	主任主事	主査	次長・係長 主幹	課長補佐	課長	課長	
職員数	13人	8人	25人	35人	2人	8人	0人	91人
構成比	14.3%	8.8%	27.5%	38.4%	2.2%	8.8%	0.0%	100%

鞍手町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

⑫職員の研修状況

職員の研修は、職員の公務能率の発揮と増進を目的に実施します。町では、「人材育成基本方針」に基づいて研修を実施し、職員の能力開発に努めています。令和2年度に実施された主な研修は、次のとおりです。

職場内研修	課題研修 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一部の研修を中止しました。
職場外研修	外部派遣研修（新規採用職員研修、一般職員研修、新任係長研修、新任課長研修、法制執務研修、事務ミス防止研修、各種専門研修など）

⑬職員の福利厚生制度の状況

●職員の健康管理

労働安全衛生法に基づき、職員の健康管理状況を把握し、健康障害や疾病の早期発見のため、全職員を対象として定期健康診断を行っています。

定期健康診断の実施状況（令和2年度決算）

受診者数	138人
町費負担額	94万5,520円



●職員の福利厚生

地方公共団体は、地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の健康維持や元気回復などの福利厚生計画を立て、実施しています。鞍手町では、社会保険制度として加入している福岡県市町村職員共済組合が、地方公務員等共済組合法に基づき、職員と市町村が分担して拠出した財源を使って主に次のような事業を行っています。

福岡県市町村職員共済組合の福利厚生事業

主な事業	内 容
短期給付事業	病院にかかったときの医療費などの保健給付、休業給付
長期給付事業	年金などの給付
福祉事業	健康の維持・増進に関する保健事業

なお、これ以外にも、職員が納めた会費で運営されている鞍手町職員互助会が、各種厚生事業を行っています。

ちょっと疑問



給与に関する
2つの疑問に
お答えします。

Q 給料と給与、報酬はどう違うの？

A 給料とは、鞍手町の給与条例に規定している給料表に基づき支払われるものです。

給与とは、給料と諸手当を含めて支払われるものです。

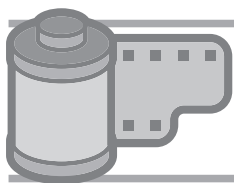
また、報酬は議会議員や非常勤の特別職などに支払われるものをいいます。

Q ラスパイレス指数って何のこと？

A 地方公務員の給与水準を表す物差しです。

国家公務員の行政職の給料を100とした場合の値を算出することで、その地方自治体の給与の水準を図ることができます。

この指数は、自治体によって違いがあり、鞍手町の場合、一般行政職の職員のラスパイレス指数は94.3（令和3年4月1日現在）となっています。



まちの話題

My Town Topics



データセンター誘致を目指して

▶直方・鞍手新産業団地造成に着手

町では、鞍手インターチェンジに近く中山地区と直方市植木地区にまたがる地域に工業団地（通称 直方・鞍手新産業団地）を造成し、D C（データセンター）の誘致を目指しています。

D Cは、インターネット用のサーバーやネットワーク機器を設置するために作られる建物です。国は、D Cを経済安全保障の上で重要なインフラの一つに位置付け、国家事業として国内に拠点を整備する予定です。

この直方・鞍手新産業団地の予定地は、大きなデータ需要が見込める福岡市と北九州市の中間に位置し、自然災害も少ないことから、D Cの新規拠点として有力な地域と考えられています。この機会を逃さないために、直方市とともに福岡県、福岡県議会に工業団地造成の要望を行いました。また福岡県もこの要望を受け、令和4年1月から事業に着手しています。

今後も、福岡県、直方市と連携し、工業団地の造成やD Cの誘致を進めていきます。



▲写真向って左から、花田県議会議員、星町議会議長、岡崎町長、服部県知事、大塚直方市長、中西直方市議会議長、香原県議会議員

感染対策を徹底して

▶商工会青年部プレゼンツ「GoTo 鞍手」

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策が徹底され、1月16日（日）、中央公民館体育館で「GoTo 鞍手」が開催されました。会場のステージでは、ダンスパフォーマンスや鞍手中学校和太鼓部による演奏などが行われ、会場を盛り上げました。

祭りの最後には、夜空に次々と花火が打ち上げられ、会場の盛り上がりも最高潮となりました。

新型コロナウイルスが収束して、以前のように、皆で盛り上げられる日が来ることを待ち望んでいます。



遊びを通して郷土愛を育む

▶嶋立輝行さんが第35回筑豊賞を受賞

筑豊賞は、読売新聞西部本社の提唱で活動する「あすの筑豊を考える30人委員会」から、地域づくりに貢献した個人・団体に贈られます。今年は、室木地区で活動する嶋立輝行さんが第35回筑豊賞を受賞しました。

嶋立さんは、室木小学校の児童を対象にイカダ遊びやパン作りを企画するなど、体験と学びの場を提供し、地域活性化に貢献されています。受賞、おめでとうございます。



町の人権擁護委員さん

▶人権擁護委員を加留部さんに委嘱

令和4年1月1日より、加留部君子さんが町の人権擁護委員に再任されました（6期目。任期3年）。

人権擁護委員は、地域住民で人権問題に対する見識が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある人を町長が推薦し、法務大臣から委嘱されます。町では、加留部さんを含む7人の人権擁護委員の皆さんが、日々、人権相談や人権啓発などを行っています。

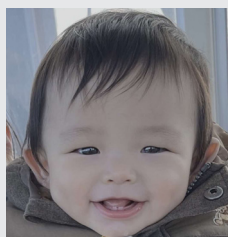


すくすく日記

3月生まれ



もうりさきほ
毛利紗紀穂ちゃん
平成31年3月23日生まれ
したいこと、やりたいことが増え、お姉ちゃんたちの真似っこをしながら、絵や文字や料理にとたくさんのことに興味津々。これからも新しいことに、いっぱいチャレンジしようね。(父 惇誓さん、母 茉紀さん・弥生)



ふくとみさくま
福富朔大くん
令和3年3月11日生まれ
1歳のお誕生日おめでとう。笑顔の可愛い朔ちゃんにみんな元氣をもらってるよ。パパとママのところに生まれてきてくれてありがとう。これからますます元氣に育ってね。(父 幸貴さん、母 祐季さん・中山)

お待ちしています

広報「すくすく日記」のコーナーでは、発行月に誕生日を迎える満3歳までのちびっ子を募集しています。4月生まれは、3月10日（木）までに申し込んでください。申し込みや問い合わせは、役場政策推進課政策係 ☎42局2111番 (jouhou@town.kurate.lg.jp) まで。

PC・スマホからの申し込みは下記ページへ

<https://www.town.kurate.lg.jp/syukai/kouhou/sukusunikki.html>



楽しかったこと、悲しかったこと、思い出、地域のできごと、イラストやマンガ、エッセイ、サークルのお誘い、趣味や宝物、広報へのご意見・ご感想などどしどしお寄せください。あなたの住所、名前、年齢、電話番号も忘れずに。投稿された人には、記念品を差し上げます。

読者の皆さんのページです。

ひろば

2度目の九州大会へ応援をお願いします!!

● KURATE・G3

2月11日、12日に行われた福岡県小学生ドッジボール選手権において3位入賞を果たし、3月13日に宮崎県で行われる九州大会に出場します。



6年生にとって最後となる九州大会で、前回果たせなかった優勝を全員で勝ち取ります。皆さん、鞍手町から応援をお願いします。

● 部員募集中 ドッジボール部員を募集しています。一緒に全国大会を目指しましょう!!

● 問い合わせ KURATE・G3代表・松木貴紀 ☎(080)5249局1019番まで

『通いの場』『ゆとりピア』を開設します!!

● 鞍手町地域包括支援センター

剣南小地区に『通いの場』『ゆとりピア』を開設します。『通いの場』とは、地域づくり事業の一環として、介護予防サポーターと一様に地域の課題をもとに話し合いを重ね、地域住民が気軽に集い活動する場のことです。月に1回介護予防のための運動や脳トレ等を行う予定です。開催にあたり写真のポロシャツと名札を着用した介護予防サポーターがご自宅を訪問することがあります。

● 対象者 剣南小地区にお住まいの高齢者で、自力で開催場所まで来ることが出来る人

● ところ 立林公民館

※詳細については、立林公民館周辺の掲示板等でお知らせします

● 問い合わせ 鞍手町地域包括支援センター ☎43局3019番まで



介護予防サポーターは、ミントグリーンのポロシャツを着用しています。

介護予防運動教室に参加してみませんか

● 鞍手町地域包括支援センター

鞍手町地域包括支援センターでは、いつまでも自分らしい生活ができるように、5月から介護予防運動教室を開催予定です。申し込みは1人につき1教室です。

● 対象者 65歳以上で鞍手町に住み票がある人(※定員を超えた場合は新規の人を優先し、新規以外の人で抽選を行います)

● 教室内容 下表のとおり

● 参加料 1回200円。別途スポーツ保険料が年間1300円

● 申込方法 3月25日(金)までの平日午前9時から午後5時までに電話で申し込みください(窓口での申し込み可)

● 申込み・問い合わせ 地域包括支援センター ☎43局3019番まで

▼ 介護予防運動教室一覧

教室名	定員	曜日	時間	場所	送迎	送迎料	内容
シニアヨガ教室	40人	火曜日	14:00～15:30	総合福祉センターふれあい棟アリーナ	無	/	呼吸法で自律神経のバランスを整えながら体幹を鍛えるヨガ
百まで楽笑クラブ①	40人	水曜日	10:00～11:30				いすから立姿勢の運動ストレッチ・筋トレ(強度:中～強)
百まで楽笑クラブ②	20人	水曜日	10:00～11:30	総合福祉センター機能訓練室			
転ばんクラブ	30人	木曜日	14:00～15:30	総合福祉センターふれあい棟アリーナ	有	200円/日	主にいすに座って行う運動ストレッチ・筋トレ(強度:中)
寝こまんクラブ	30人	金曜日	10:00～11:30	総合福祉センター多目的ホール			主にいすに座って行うゆっくりペースの運動(強度:弱)

広報ぎやらりー

すてきな作品をお待ちしています

ねんど細工や絵、書、紙細工、陶芸、俳句、短歌など自慢の一品は、ありませんか。「広報ぎやらりー」では、紙面を彩るあなたの作品をお待ちしています。作品についての100字以内の感想をお願いします。役場政策推進課 ☎42局2111番まで、ご連絡ください。

短歌

宮川眞知子さん
(くらじ短歌会)

空一面に冷たく張りつめた冬の青。私情のひとつさえ、挟めぬ威厳を感じた。

雲ひとつなき冬の空何ひとつよこしまなものの許さぬような

さげもん

石田スガミさん

柳川市の「さげもん」に魅せられて、先生の指導の下、還暦の時に作りました。
年月は早く、今は77歳になりました。



洋裁

石松恵美子さん



生地も頂いて、裁断してもらいました。お陰で出来上がりました。



ほん 大好き

INFORMATION Book

今月新しく入りました。

※3月の新刊は、1日（火）から貸し出しを始めます。

📖 一般の本

- ・子のない夫婦とネコ（著＝群ようこ）
- ・海神（著＝染井為人）
- ・人は聞き方が9割（著＝永松茂久）

📖 子どもの本

- ・きつねのぱんとねこのぱん（作＝小沢 正）
- ・ピンクいろのうさぎ（文＝たかお ゆうこ）
- ・うちのくるまはバン!!（作＝鎌田 歩）

中でもこの本が **オススメ** です。

11の秘密—ラスト・メッセージ

著＝アミの会（仮）

隠された幻の家訓、ある一族の謎めいた掟、読まれるはずのなかった遺言…さまざまな形で残された“ラスト・メッセージ”。その思いが届くとき、驚きの結末に心揺さぶられる—



あ・さ・ご・は・ん!! 作＝武田美穂

お米を洗って、炊飯器で炊いている間に、おみそしるのお湯をわかして、具を入れて火をかけながら、しゃけを焼くよ。しゃけ、じゅーじゅーじゅー。お味噌汁、ぐつぐつぐつ。おこめ、ごとごとごと。武田美穂のたべもの絵本。



子どものお話の会お休みのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により
3月の子どものお話の会はお休みします

ねえ、きいてみて!!
みんな、それぞれがうから
文＝ソニア・ソトマイヨール

作 者は7歳で小児糖尿病と診断され、他の子どもたちと違うと感じます。インスリンを注射していると子どもたちは不思議に思いますが、自分、両親、先生に何をしているかと聞くことはありませんでした。

大きくなるにつれ世の中にはいろんな違いを持つ人がいることを知り、その違いは私達の力になる事を伝えたくて本書を書きました。絵本には子どもたちの

庭作りを通してそれぞれの違いが描かれています。

抱えている問題は見ただけでは解りません。きいてみて下さい。違いだけでなく同じところもあるのです。

見て見ぬふりをせずに聞いてみてと作者は訴えています。



本 書は寂聴さんの晩年に婦人公論に掲載されたエッセイ、対談、インタビューから追悼出版されました。

作家、僧侶として沢山の名言を残しています。年齢を重ねて諸々の変化の中で語られた言葉は私達の心の拠り所になります。

前半は悔いなく生ききるコツを述べています。表題に関する笑顔でいることを仏教では和顔施と言ひ、相手に笑顔を施すのは一つの徳になると普段から笑顔、ユーモア

を理解して自分を鍛える又最高の健康法は笑うこととも述べています。

後半は、梅原猛・横尾忠則・小保方晴子・井上荒野（寂聴が愛したJ氏の娘）との対談に興味を尽きます。

終章は自伝。奔放に生き、後に得度に至る経緯が語られています。



広がる本だな

本は知識を深めるだけでなく、人と人とのつながりを広げてくれます。

新たな本との出会いは新たな人との出会いの始まり。広がる本だなでは、新たな本との出会いの場として、毎月おすすめの本を2冊紹介します。

今月の紹介者は池野菊代さんです。

Learning

生涯学習 だより



中央公民館 ☎ 42局 7200 番

人権について学んでみませんか

町内の小・中学校生を対象に少年期人権啓発活動として、「鞍手町人権子ども会」活動を行っています。宿題や自学自習をしたり、人権レクリエーションをしたり、であい学習「みて・きいて・心で感じる」学習を下記のとおり行っています。参加の方法等、詳細については、教育課生涯学習係までお問い合わせください。皆さんも参加してみませんか。

曜日	対象者	ところ
月曜日	鞍手中学生	鞍手中学校
水曜日	室木小、西川小の児童	八尋集会所
金曜日	新延小、古月小、剣北小、剣南小の児童	舟川隣保館

※時間は、いずれも下校時から午後6時まで



● 問い合わせ 教育課生涯学習係
☎ 42局 7200 番まで

活動紹介を作成しました!!



▲令和元年の野外生活リーダー研修で火おこしをする児童



▲令和元年の子どもフェスタくらででお菓子を作っている児童



▲令和元年の子ども会体育大会でふうせんバレーをする児童たち

鞍手町子ども会連絡協議会では、地域の教育力の向上および子ども会活動の活性化に向けて、地域と連携し、青少年の健全育成を推進することを目的として活動しています。

子どもたちが積極的に参加できる活動や場作りを行い、地域間の交流を深め「地域全体で子どもを守り、育てる」という意識の確立を目指しています。

全児童を対象に、各小学校で配布しておりますので、詳細についてはお問い合わせください。

● 問い合わせ 鞍手町子ども会連絡協議会（中央公民館内） ☎ 42局 7200 番まで

寺子屋に来てみませんか

くらで寺子屋は子どもたちの自由勉強や宿題等の支援を行いながら、学力向上の基礎となる学習習慣の定着を図ることを目指し、月2回実施しています。和気あいあいとした寺子屋にできるよう自学自習のほかにも工作や折り紙、本の読み聞かせなど、子どもたちが様々な形で楽しめるような時間も設けています。



子どもたちが、勉強の楽しさ・喜びなどをくらで寺子屋事業を通して感じ、この経験が「将来の夢」につながる1歩になればと願っています。



- 対象児童 小学2年生から6年生まで
- とき 毎月2回。土曜日の午前10時から11時45分まで。開催する週については、不定期のためお問い合わせください
- ところ 中央公民館
- 問い合わせ 教育課生涯学習係 ☎ 42局 7200 番まで



よくテレビ等でオミクロン株と聞きますが、「株」とは何ですか？（62歳・男性）

「株」とは

新型コロナウイルスについては、ここ数年で様々なことが発見されてきました。その中で複数の「株」が発見されており、現在は10数種類の株が発見されています。この株という単位は、人間でいう「家系」に相当するものであり、ウイルスもまた様々な環境へ感染拡大を広げ、様々な変化を遂げることで、複数の株が生まれます。

新型コロナウイルスの日本の経過について

2021年にかけて致死率の高いδ（デルタ）株が蔓延し、多くの死者を出しました。それも落ち着いてきたタイミングで、感染力の非常に強いo（オミクロン）株が2022年にかけて蔓延し、数の暴力と化

しました。これらは異なった「株」であることから別々の環境下で変異したと考えられ、したがってその特徴も異なる性質を持っています。

デルタ株とオミクロン株

近年では、この2つの株が日本で感染者数が増加した原因と考えられています。大きな違いは重症化率と感染力です。デルタ株は、しばしば肺炎をきたし、重症化を起こすことが知られています。一方で、オミクロン株は重症化が比較的少ないと言われていますが、感染力がかなり強く、感染者を増やすことが言われています。オミクロン株に関しては、重症化を起こしにくいと言われていますが、起こさないわけではありません。そのため、個々の感染対策が重要であることは言うま

でもありません。

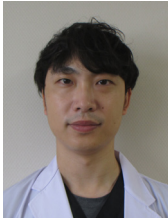
ワクチン接種とブースター効果

新型コロナウイルス感染症に対するワクチンは、mRNAワクチンという新開発のワクチンが主です。当初感染すら予防する効果があると言われていましたが、ワクチンの普及が進んだ昨今、感染予防としての効果は十分ではないとのデータも報告されています。しかし、重症化を防ぐという観点では、著しい効果が認められています。その効果を期待する意味でも、定期的なワクチン接種によるブースター効果が叫ばれています。これは、定期的に抗原（ウイルス側の要素）を体に取り込ませることにより、より強固な免疫を獲得するというものです。免疫

反応は長期間の放置で減衰していくことが証明されていて、定期的なワクチン接種が求められることになるでしょう。

これからの生活について

インフルエンザウイルス感染症は、今後の新型コロナウイルス感染症の予想をする上で非常に良いモデルとなり得ると思います。毎年の変異の存在、複数種類の混合ワクチンの導入、変異株に対する迅速な対応（5類感染症から2類感染症への変更など）、治療薬の開発、どれをとっても今後の日本の対応を示唆するものではないでしょうか。新型コロナウイルス感染症も、多くの人の尽力、また医学の進歩により、インフルエンザ同等の対応ができる日も近いと信じて、皆さんの日々の生活に今一度、感染対策を意識していただければと思います。



「アドバイザー」

神田 英樹・かんだひでき・平成29年3月産業医科大学医学部医学科卒業後、平成29年4月より産業医科大学病院入職、令和3年4月より地方独立行政法人くらで病院勤務

ウイルスも様々な環境へ感染拡大を広げ、複数の「株」が生まれてきます。オミクロン株は、感染力が強く個々の感染対策が重要です。皆さんの日々の生活に今一度、感染対策を意識していただければと思います。

令和4年10月1日から
変更になります

今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険制度を未来につないでいくためのものです。

被保険者全体の
約 20%



交通事故に遭ったら 示談の前に 必ず国保に届け出を

警察と
役場国保年金係に
必ず届け出を

医療費は加害者が
負担します

交通事故など、第三者の行為によってけがをした場合は、届け出をすることにより、国民健康保険で治療が受けられます。国保で治療を受けるときは、次のことに気を付けてください。

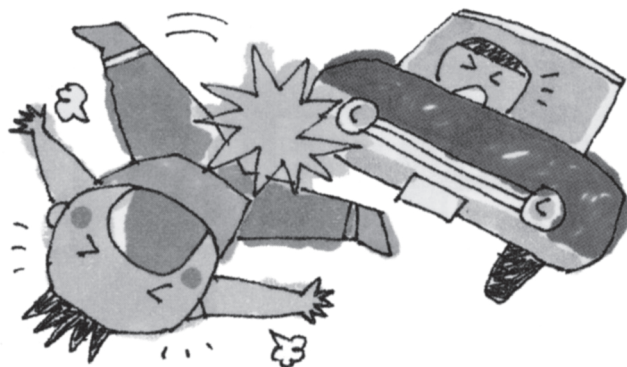
示談をするときには
慎重にしましょう

加害者と被害者の話し合いがついて、示談を取り交わしてしまつと、その示談で取り決めた内容が優先することがあります。

そうすると、示談が成立した後は、加害者に請求できなくなる場合があります。交通事故で第三者から傷害を受けた場合は、示談をする前に、国保の届け出を済ませてください。

国保税は
しっかり納めましょう

国保税の納め忘れなどのある場合は、国保が使えなくなる場合がありますので、お気をつけください。



①まず落ち着いて

落ち着きが何より大事。ショックのあまり冷静な判断を失ってはなりません。

②相手を確認

ナンバー確認のほか、運転免許証の必要事項も確かめましょう。



③必ず警察へ連絡を

警察への連絡を忘れてはいけません。同時に国保へ届けることも。



④示談は国保へ届け 出てから

国保で治療を受けたときは示談の前に必ず国保へ連絡。示談は焦ってする必要はありません。



交通事故は、遭わない、起こさないが第一ですが、万一のための心掛けは、しっかり持つておきましょう。



新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今後も事業が中止、または変更となる場合があります。

高齢者肺炎球菌の予防接種

肺炎球菌感染症の発生・重症化予防のため、令和3年度の定期接種対象者で希望する人は、早めに予防接種を受けましょう。

● **接種期間** 令和4年3月31日(木)まで

● **対象者** 次のいずれかに該当し、今までに一度も高齢者肺炎球菌の予防接種を受けたことがない人

①今年度、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人

※対象者にはハガキを送付しています。必ず医療機関に持参してください。

②60歳以上65歳未満の人は身体障害者手帳1級程度等で接種を希望する人

● **接種料金** 2,500円

※生活保護受給者は接種料金が無料です。医療機関に診療依頼書をご提示ください。

● **接種できる医療機関** 県内の指定医療機関

※対象者は、直接、医療機関に予約をしてください。

※生年月日を証明できるもの(保険証等)をご持参ください。

※新型コロナウイルスワクチン接種を予定している人は、前後2週間の間隔を空けてください。

● **問い合わせ** 役場保険健康課健康増進係まで

令和4年度総合健診について

令和4年度の総合健診は5月の開始を予定しています。各健診対象者への健診案内の送付時期は次のとおりです。詳細は4月の広報でお知らせします。

● **特定健診の対象者** 3月末頃

● **令和3年度にがん検診を受診した人** 4月上旬頃

● **後期高齢者健康診査のご案内** 4月下旬頃

3月は「自殺対策強化月間」です

卒業や進学、就職や転勤など生活環境の変化が多い3月は、例年、自殺者数が多くなる傾向にあります。

ちゃんと眠れていますか？うつ症状(気分が沈む、やる気が出ない、何をしても楽しめないなど)はありませんか？お酒を飲む量が増えていませんか？こころのサインに気づいたら、生きるのがつらいと感じたら、ひとりで悩まずにまずは電話でご相談ください。

● **問い合わせ** ふくおか自殺予防ホットライン(24時間365日対応) ☎(092)592局0783番またはフリーダイヤル(平日午後4時から翌日午前9時、土日祝日午前9時から翌日午前9時まで) ☎(0120)020局767番まで

乳幼児健診・相談

3月の乳幼児健診は次のとおりです。該当者には事前に通知をしています。ご確認ください。

● **とき** 健診の内容によって異なりますので、詳細は通知(案内)書をご確認ください。

● **ところ** 総合福祉センター保健棟

● **内容** 身体測定・問診・小児科医診察・育児相談・栄養相談など

※お子さんのことで相談がある人は、随時個別に対応しますので、気軽にお問い合わせください。



区分	期日	対象児
4か月健診	3月10日(木)	令和3年10月14日から 令和3年11月10日生まれ
7か月健診	3月24日(木)	令和3年7月30日から 令和3年8月26日生まれ
12か月健診		令和3年3月1日から 令和3年3月31日生まれ
1歳半健診	3月3日(木)	令和2年8月4日から 令和2年9月3日生まれ
3歳健診		平成31年2月4日から 平成31年3月3日生まれ

3月9日～15日は心房細動週間です

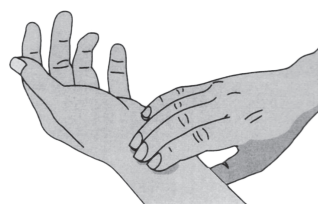
脈がバラバラの不整脈、心房細動に注意しましょう。

心房細動があると、心臓にできた血の塊(血栓)が脳や頸の動脈につまることによっておこる脳梗塞(心原性脳塞栓症)になりやすいと言われています。薬で予防することができますが、心房細動患者の約半数は無症状であり、脈拍のチェックや心電図検査によって早期発見・受診することが必要です。

自覚症状の無い人も手首のあたりに指先を当てて、拍動を感じるところを見つけて脈をチェックしましょう。

脈の間隔が不規則な場合、心房細動の疑いがありますので、病院を受診して心電図などの検査を受けましょう。

● **脈のとり方** 手首の親指側に人差し指、中指、薬指の3本を当てて、拍動を感じたら1～2分測ってみましょう



※日本脳卒中協会のホームページ内「心房細動週間・脈の日」の記事を右記QRコードよりご覧いただけます。



●国民健康保険税―第10期
分

と金融機関へ行く手間が
いらず、納め忘れもなく
て安心です。毎月15日ま
でに手続きをすれば翌月
の納付期限から口座振替
ができます。どうぞご利
用ください。口座振替依
頼書は町内の金融機関や
役場税務住民課・保健健
康課等にあります。

● **必要なもの** 納税通知
書、通帳、通帳届出印

● **取引金融機関** 直鞍農
業協同組合、福岡ひび
き信用金庫、福岡銀行、
西日本シティ銀行、ゆ
うちよ銀行

● **振替日** 毎月25日（金
融機関が休みの場合は
次の営業日）

● **問い合わせ** 役場税務
住民課収納係・保険健
康課公費医療係まで

固定資産税の帳簿の縦覧は4月25日まで

自己の所有する土地や建物の価格を、町内の他の土地や家屋の価格と比較するため、土地や家屋の価格などが記載された縦覧帳簿を無料でご覧いただけます。縦覧できる期間や場所は次のとおりです。なお、令和4年度も固定資産税の課税明細書を納税通知書と一緒にお送りします。

●とき 4月1日（金）から25日（月）の午前8時30分から午後5時15分まで（土・日は除く）

●ところ 役場税務住民課賦課係窓口

●縦覧できる人 納税義務者、納税義務者の代理人、納税管理人

● 問い合わせ 役場税務
住民課賦課係まで

令和3年分の
確定申告はご自宅から
e-Taxで送信!!

確定申告には、ご自宅
からスマートフォン等で
ご利用いただけるe-T
axが大変便利です。コ
ロナウィルス感染拡大防
止の観点からも、ぜひご
自宅からe-Taxをご
利用ください。確定申告
書の作成は、国税庁ホー
ムページの「確定申告書
等作成コーナー」([https://
www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/
ky/sm/top#bsctrl](https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl))
または下記のQR
コード」をご利用
ください。

● 問い合わせ 役場税務
住民課賦課係まで



新型コロナワクチンの 3回目接種について

新型コロナウイルスワクチン接種班からのお知らせ

新型コロナウイルスワクチンの3回目接種の実施について、接種券の発送や予約受付を下記のとおり予定しています。

●**対象者** 令和3年8月1日から令和3年9月30日までに2回目のワクチン接種をした18歳以上の人

●使用するワクチン ファイザー社製及び武田／モデルナ社製

※現在、ファイザー社製ワクチンについては、供給量が少なく、予約数に応じたワクチン接種をすることが難しい状況です。接種を希望する人は、供給量が多い武田／モデルナ社製ワクチンの接種をご検討ください。

●接種券の発送時期 3月4日発送予定

※令和3年10月1日以降に2回目のワクチン接種をした人については、接種ができる時期（2回目接種から6か月後）に順次発送します。

● 予約受付開始日 接種券に同封しているチラシをご覧ください

●問い合わせ 役場保険健康課新型コロナウイルスワクチン接種班 ☎ 4 2
局 2 2 2 2 番まで



くらしの情報

Calendar
2022

3

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

☎ 問い合わせ先 ☎

- 鞍手町役場…42局 2111 番
(FAX…42局 5693 番)
- 中央公民館…42局 7200 番
 - 教育課…42局 7200 番
- 歴史民俗博物館…42局 3200 番
- 総合福祉センター…42局 8811 番
- 社会福祉協議会…42局 7800 番
- 地域包括支援センター…43局 3019 番
 - 上下水道課…42局 0408 番
 - 中央浄水場…42局 0417 番
 - くらて病院…42局 1231 番
 - 鞍寿の里…42局 1233 番
 - 鞍手駅…42局 5563 番
- 火災の発生状況…32局 3211 番
- 防災無線内容確認…43局 1550 番

愛犬に愛情一本



狂犬病予防注射

令和4年度の狂犬病予防注射がはじまります。注射の日時と場所は次のとおりです。集団注射を利用せずにかかりつけの獣医師から予防注射を受けた場合は、役場農政環境課で「注射済票」の交付を受けてください。この場合、かかりつけ獣医師が発行する「狂犬病予防注射済証」と手数料550円が必要です。

- 持ってくるもの 問診票（事前に配布します。また、新規の場合は注射日当日に問診票をお渡しします）
- 料金 ▷注射のみ = 3,150円 ▷新規登録 + 注射 = 6,150円
- とき・ところ

と き		と ころ
4月6日（水）	9:20 ~ 9:35	新延古賀剣神社
	9:45 ~ 9:55	泉水公民館
	10:05 ~ 10:20	くらの郷
	10:30 ~ 10:45	セヶ谷入口
	10:55 ~ 11:05	神崎公民館
	11:15 ~ 11:25	古門公民館
	13:00 ~ 13:20	新北公民館
	13:30 ~ 13:40	八尋集会所
	13:50 ~ 14:00	八尋神田公民館
	14:10 ~ 14:20	神田公民館
4月22日（金）	9:20 ~ 9:35	中山本村公民館
	9:45 ~ 9:55	上新橋公民館
	10:05 ~ 10:20	小牧公民館
	10:30 ~ 10:45	大池公民館
	10:55 ~ 11:05	本町公民館
	11:15 ~ 11:25	城ヶ崎公民館
	13:00 ~ 13:10	上木月公民館
	13:20 ~ 13:35	木月公民館
	13:45 ~ 14:05	弥生公民館
	14:15 ~ 14:25	中山西区公民館
4月25日（月）	9:20 ~ 9:30	猪倉公民館
	9:40 ~ 9:50	中山北区公民館
	10:00 ~ 10:10	中山南区公民館
	10:20 ~ 10:35	い牟田公民館
	10:45 ~ 10:55	昭和通り公民館
	11:05 ~ 11:25	役場車庫前

※問診票は、3月中旬以降に配布する予定です。
●問い合わせ 役場農政環境課生活環境係まで

相談



今月の補聴器相談日

3月の補聴器相談が次のとおり行われます。

ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によって、今後の日程が変更または中止になる場合があります。

●役場での相談

▽とき
3月4日（金）午後1時から2時まで（九州補聴器センター）▽とき
3月10日（木）午前11時から正午まで（九州リオン）▽とき
3月23日（水）午後1時から2時まで（小倉補

聴器

※役場の相談では、受付順の番号札を配布します。

●くらすて病院での相談

▽とき
3月3日（木）午後2時から4時30分まで（九州リオン）▽とき
3月22日（火）午後2時から4時まで（九州補聴器センター）▽とき
3月24日（木）午後2時から5時まで（あそく補聴器）

●問い合わせ

役場福祉人権課福祉係またはくらすて病院まで

社会福祉協議会云の無料法律相談

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、3月10日（木）の法

律相談は、野中・西村法律事務所への電話相談に変更させていただきます。

お電話で「鞍手町社会福祉協議会の無料法律相談希望」と伝えれば、無料で相談を受け付けます。

●とき 3月10日（木）
▽受付電話▽相談
午後1時から4時まで
●連絡先 野中・西村法律事務所 ☎（092）781局3726番

●問い合わせ

社会福祉協議会まで

ひとりごで悩む前に…心配ごと相談へどうぞ

直方法務局の職員、人権擁護委員、行政相談委員の皆さんが、あなたの悩みにお答えします。

※来場する場合は、マスク等着用の感染予防をお願いします。

●とき 3月25日（金）
▽受付 午後0時45分から▽相談 午後1時から3時まで

●ところ 総合福祉センター
●問い合わせ 社会福祉協議会まで

●ご家庭の困りごとについて

3月の子ども支援オフィスによる巡回相談を、次のとおり行います。

●とき

3月16日（水）

●受付方法（予約制）

電話または窓口にて予約
●相談時間 ▽① 午後

1時から2時30分まで
▽② 午後2時30分から4時まで

●ところ 役場
●問い合わせ 役場福祉人権課福祉係まで

ひとり親サポートセンターの就業支援・養育費相談
ひとり親家庭の人を対象に、ハローワークと連携した就業支援や養育費相談等を行っています。

●就業支援

就業についてのアドバイスや情報提供
▽相談方法 来所相談、出張相談（各市町村役場等）

●養育費相談

養育費に関すること▽相談方法 電話相談

●法律相談

養育費の取り決めや履行確保、遺産相続など▽とき
3月2日（水）は午後1時から3時まで、3月9日（水）、3月23日（水）は午後6時30分から8時30分まで▽相談方法
来所相談（要予約）
▽定員 4人（先着順）
※新型コロナウイルス感染症の状況により中止または変更になる場合があります。

●問い合わせ ひとり親サポートセンター飯塚プラ
ンチ ☎（0948）21局0390番または春日センター ☎（092）584局3931番まで

英語 困っていませんか？ 安心！完全マンツーマンレッスン 生徒募集

対象：中3・高校・浪人生
実績：東大・国立大など

お申し込み・お問い合わせは
☎ 0949-24-2217

楽しむ！ 考える！ 一生使える！

モチベーションは一生使える！

山田英語塾

〒822-0031 直方市植木594-1（下町公民館前）
TEL 822-0031

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金のご案内

住民税非課税世帯等の皆さんへ

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。給付金を受給するためには、手続きが必要です。

- **支給額** 1世帯あたり10万円
- **支給時期** 3月下旬より支給予定
- **対象者と申請の有無** 支給対象①と②は重複して受給できません。また、世帯全員が住民税課税者に扶養されている世帯は支給対象外です。

	支給対象①	支給対象②
支給要件	世帯の全員が令和3年度「住民税が非課税」の世帯	令和3年1月以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響で減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯
申請の有無	確認書を送付しますので、返送してください。令和3年12月10日時点で住民票のある市町村から確認書が届きます。	申請が必要です。申請時点で住民登録のある市町村に申請してください。申請書は町のホームページからダウンロードできます。

- **問い合わせ** 役場福祉人権課福祉係まで

働いてみませんか。 会計年度任用職員制度

令和4年度任用 会計年度任用職員募集

町では、令和4年4月1日から任用する会計年度任用職員を募集しています。詳しくは募集案内をご覧ください。

- **募集案内配布場所** 役場総務課人事法制係で配布しています。また、町ホームページからダウンロードすることもできます。
- **任用期間** 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
※在任中に翌年度の募集に応募した場合、選考の結果により再度任用を行う場合があります。
- **勤務条件** 報酬や勤務時間などは職種によって異なります。詳しくは募集案内をご覧ください。
- **問い合わせ** 役場総務課人事法制係まで

町議会の傍聴について

新型コロナウイルス感染症

- **総合福祉センター**
ふれあい棟の休館日
総合福祉センターの勤労者ふれあい棟（体育館）の3月の休館日は、次のとおりです。
- **休館日** 7日（月）、14日（月）、20日（日）、21日（月・祝日）、28日（月）
- ※20日（日）は総合福祉センター全館が休館になります
- **問い合わせ** 社会福祉協議会まで

お知らせ



症の拡大防止のため、町議会の傍聴については、極力ご遠慮いただきますよう協力をお願いいたします。

なお、3月定例会の傍聴を希望の場合は、次のことにご留意願います。

- **入場時** 咳、発熱や体調不良等の症状がある場合は、傍聴をご遠慮ください。
- ※手指消毒、マスク着用をお願いします。
- **開会時間** 13時。受付開始は12時
- **定員** 10名
- **一般質問** 3月7日（月）、8日（火）。ただし、一般質問が7日で終了した場合は、8日は休会
- **議案質疑** 3月9日（水）

※今後の感染状況により、議会日程等を変更する場合は、随時ホームページ等でお知らせします。

- **問い合わせ** 鞍手町議会事務局（役場内）まで

統計調査員として働いてみませんか

登録の方法は次のとおりです。なお、登録しても必ず選任されるとは限りません。

- **登録方法** 登録申請書に写真を貼って必要事項を記入し、役場政策推進課へ提出してください。また、提出する際は、本人を確認できるものをお持ちください（郵送で提出する場合は、本人を確認できるものの写しを同封してください）。登録申請書は、町ホームページからダウンロードするか、役場政策推進課で受け取ることができます。
- **問い合わせ** 役場政策推進課政策係まで

町営住宅の入居者を募集します

次のとおり町営住宅の入居者を募集しています。

- **案内書配布期間及び申込受付期限** 3月16日（水）の午後5時15分まで
- **募集住宅** 幸ノ浦団地改良住宅（鞍手郡鞍手町大字八尋1529番地1または鞍手郡鞍手町大字八尋1610番地1）

県営住宅の入居者を募集します

福岡県住宅供給公社では次のとおり、県営住宅の入居者を募集します。

- **募集案内配布** 福岡県住宅供給公社筑豊管理事務所直方出張所、役場建設課などで配布します。（3月31日（木）から）
- **申込締切** 4月15日（金）
- **問い合わせ** 福岡県住宅供給公社県営住宅管理部管理課 ☎（092）781局8029番まで
- **問い合わせ** 役場建設課建築係まで

Q-SANビル

オープニング

大感謝祭!

飯塚

会場 **Q-SANビル敷地内特設会場**
飯塚市目尾398

日頃お世話になっている皆様へ
感謝を込めた大還元セール

4/23(土) 10:00~17:00

4/24(日) 10:00~16:00

観覧無料

4/23 **観覧無料**

おしりだんてい
キャラクチャーショー
①11:30~ ②15:50~

4/24 **観覧無料**

平野レミ
トークショー
①11:30~ ②15:00~

新たなご当地グルメで飯塚を盛り上げよう!

新ご当地グルメの飯塚

デザート部門 **4月23日** (14:30~)

グルメ部門 **4月24日** (12:40~)

事前来場予約制!

詳しくはコチラ↓
特設サイト

新型コロナウイルス感染状況によるイベントの開催については特設サイトで随時発表いたします。

町内の交通事故発生状況



【1月中】		【累計】	
件数	4件(- 3)	件数	4件(- 3)
死者	0人(± 0)	死者	0人(± 0)
傷者	7人(- 1)	傷者	7人(- 1)

(かっこ内は前年比)

- とき 3月9日(水)
午前10時から午後4時まで(受付は午後3時まで)
- ところ 中間市役所別館
- 問い合わせ 福岡県交通事故相談所
☎(092) 643局3168番まで

巡回交通事故相談

のおがた警察署だより

直方警察署管内での犯罪発生状況

【1月中】		【累計】	
刑法犯総数	47件(+ 4)	刑法犯総数	47件(+ 4)
自転車盗難	4件(- 1)	自転車盗難	4件(- 1)
万引き	9件(+ 2)	万引き	9件(+ 2)
空き巣	9件(+ 7)	空き巣	9件(+ 7)

(かっこ内は前年比)

水道管の凍結に備えましょう

凍結した水道管に熱湯は「厳禁!!」

寒さが厳しくなると水道管が凍結して破裂する恐れがあります。露出した水道管には保温チューブを巻く、寝る前に糸が引く程度で水を流したままにする、メーターボックス内には、ビニール袋に布や新聞紙をまるめたものを詰めると凍結の予防になります。水道管が凍って水が出なくなった場合は、ぬるま湯をゆっくりかけてください。熱湯をかけると、かえって破損してしまう恐れがあります。

万一、宅地内で水道管が破裂した場合は、止水栓を回して水を止め、指定給水装置工事店に依頼し、修繕することになります。なお、費用については、お客様のご負担となります。

- 問い合わせ 役場上下水道課上水道工務係まで



(図1)



(図2)

万歳になる前に後期高齢者医療に加入できます

一定の障がいがある65歳以上74歳以下の人は、申請すると後期高齢者医療制度に加入できます。

- 問い合わせ 役場保険健康課国保年金係まで

国民健康保険から社会保険へ加入14日以内に必ず届出を国民健康保険に加入している世帯の全員、またはその一部の人に異動があった場合、14日以内に役場へ届け出てください。届け出を忘れたり、遅れたりすると後で医療費を返さなければならぬ場合があります。

後期高齢者医療制度に加入している人で、世帯員全員が住民税非課税の場合、入院したときの食事代や入院、外来診療での窓口負担額が自己負担限度額までで済む限度額適用認定証標準負担額減額認定証を発行します。また、窓口負担が3割で、課税所得が

690万円未満の被保険者がいる場合には限度額適用認定証を発行します。この認定証は、申請した月の1日からしか使えませんので、入院または高額な外来診療が決まったときは前もって交付の手続きをしてください。すでに認定証を持っている場合は、記載されている有効期限まで外来診療にも使うことができます。

後期高齢者医療に加入している皆さん入院するときや高額な外来診療は前もって手続きを

- 申請に必要なもの 後期高齢者医療制度の保険証
- 申請・問い合わせ 役場保険健康課公費医療係まで

夜間透析の通院にかかる交通費を一部助成します

仕事等の理由で夜間に人工透析を受けている人

に対し、通院による交通費の一部を助成します。

- 対象者 身体障害者手帳の交付を受けており、夜間透析(治療開始時間が午後5時以降)の回数がひと月5回以上の人(所得制限や通院距離など支給要件があります)
- 給付金額 月額2千円(後期分令和3年10月から令和4年3月まで)
- 申請期限 3月31日(木)
- 手続き・問い合わせ 役場福祉人権課福祉係まで

不妊治療費助成事業終了のお知らせ

平成29年度から実施していましたが不妊治療費助成事業は、治療の保険適応に伴い令和3年度で終了します。令和3年度に

自衛官採用試験を行います

自衛隊福岡地方協力本部飯塚地域事務所では、次のとおり自衛官等採用試験を行います。

- 申請期限 3月31日(木)
- 問い合わせ 役場保険健康課健康増進係まで

休日の夜間の体調不良は急患センターへ

診療日	診療科目
土曜・日曜・祝日 午後6時から11時まで	小児科 内科
第2、第4日曜 午前9時から午後6時まで	小児科

- 問い合わせ 直轄急患センター
☎28局2840番まで

休日在宅医



診療時間は、午前9時から午後5時までです。休日在宅医は、変更になることもありますので、事前に電話でご確認ください。

直方鞍手医師会ホームページよりご確認ください。

<http://chokuan-medical.jp/touchoku/touchoku.cgi>



あなたの学習意欲を 応援します



鞍手町奨学金（無利息）

- **利用できる人** ①町内に引き続き2年以上居住する人で、高校や大学の学費の支払いが困難な人②日本学生支援機構などの他団体から奨学金の貸与または給付を受けていない人③世帯の収入が一定基準以下の人（基準は世帯構成によって異なります）
- ※鞍手町居住の連帯保証人が2人必要（1人は父母などの保護者、1人は別世帯の代理弁済能力があると認められる人）
- **奨学金貸付額（月額）** ▷公立高校＝11,000円▷私立高校・高専＝15,000円▷公立大学＝20,000円▷私立大学＝25,000円
- **入学支度金貸付額** ▷高校・高専＝40,000円▷大学・短大＝50,000円
- **返済期間** 卒業6か月後から返済開始▷高校＝4年以内▷短大＝3年以内▷大学＝6年以内
- **申込期限** 3月31日（木）まで（申請書は教育課学校教育係で配布します。なお、添付していただく書類がありますので、早めの手続きをお願いします）
- **問い合わせ** 教育課学校教育係まで

若年者専修学校等技能習得資金（無利息）

- 町では、次のとおり技能習得資金を貸与します。
- **利用できる人** 専修学校及び各種学校に経済的な理由で就学することが困難な、中学校・高等学校の新規卒業者及び当該年度の高等学校中退者
 - **受付期間** 3月1日（火）から5月10日（火）まで
 - **申し込み・問い合わせ** 貸与事業の対象となる学校など詳細は教育課生涯学習係まで

次の方から香典返しをいただきました。ありがとうございました。ありがとうございました（かつこ内は故人。故人敬称略）。

● **くらて病院へ**
▽中西由紀子様 新北（源吾）



- **問い合わせ** 役場農政環境課生活環境係まで

● **対象者** 令和4年4月1日現在、13歳以上の

障がいのある人が、スポーツに参加することを通して県民の障がいに対する理解を深め、障がい者スポーツの普及・振興を目的としたスポーツ大会が開催されます。

福岡県 障がい者スポーツ大会 開催のお知らせ

- **受付締切** 5月10日（火）
- ▽資格 日本国籍を有する18歳から32歳までの者
- ※試験に関する詳細は、お問い合わせください。
- **問い合わせ** 自衛隊飯塚地域事務所（0948）22局4847番まで

人で、障がい者手帳を持つている人

3月は 介護予防サポート ポイント事業の 申請月です

- **詳細については、ホームページをご覧ください。**
- **問い合わせ** 役場福祉人権課福祉係まで

- **参加競技** 陸上競技、アーチェリー、卓球等
- **申込期限** 3月7日（月）まで

※療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つていない人も参加できる場合があります。

の人は、令和3年度に貯めたポイントをお願いします。

※申請書不備の場合は、申請が無効になります。

※個別案内はしません。各自で申請してください。※申請しなかったポイントは翌年度に繰越できません。

※詳細については、ホームページからダウンロード

- **申込期限** 3月31日（木）
- **申請書の配布場所** 地域包括支援センター窓口、役場福祉人権課高齢者支援係窓口または町のホームページからダウンロード

出

センターに郵送または提出

● **問い合わせ** 地域包括支援センター ☎ 43局 3019番まで

「野焼き」とは、家庭ごみやせん定した枝などを屋外で焼却することをいいます。そのまま積み上げて燃やしたり、穴を掘って燃やしたりするほか、ドラム缶などの簡易な構造の焼却炉を使用して燃やすことも野焼きと同じ扱いになります。野焼きは「廃棄物の不適正な処理の防止」「周辺地域の生活環境に与える影響」から原則禁止され、罰則の対象となっています。近隣に住む

ルールを守ろう!!
野焼きは法律で禁止されています

「野焼き」とは、家庭ごみやせん定した枝などを屋外で焼却することをいいます。そのまま積み上げて燃やしたり、穴を掘って燃やしたりするほか、ドラム缶などの簡易な構造の焼却炉を使用して燃やすことも野焼きと同じ扱いになります。野焼きは「廃棄物の不適正な処理の防止」「周辺地域の生活環境に与える影響」から原則禁止され、罰則の対象となっています。近隣に住む

ごみの不法投棄、ポイ捨ては犯罪です

不法投棄とは、廃棄物を適正に処理せず道路や空き地等に捨てる行為です。空き缶、ガムの包み紙、たばこの吸い殻など軽微なごみのポイ捨てでも不法投棄になります。

町内でも夜間、人目につみにくい場所や道路沿い、農地や水路、荒地などに不法投棄、ポイ捨てが発生しています。町では、啓発看板の設置や警察と連携してパトロールを行うなど不法投棄の防止に努めています。

● **問い合わせ** 役場農政環境課生活環境係まで

人へ迷惑をかけないためにも野焼きはやめましょう。

● **問い合わせ** 役場農政環境課生活環境係まで

ごみの不法投棄、ポイ捨ては犯罪です

不法投棄とは、廃棄物を適正に処理せず道路や空き地等に捨てる行為です。空き缶、ガムの包み紙、たばこの吸い殻など軽微なごみのポイ捨てでも不法投棄になります。



セレモニー・ホール

あんしん館
あん しん かん

鞍手町小牧2084-1（旧ダイヤブック）

※入会金（1万円）のみの
『鞍心会員』募集中!!

- ◆ **信頼・・・40年以上の経験!**
- ◆ **真心・・・心のこもったお葬儀を!**
- ◆ **安心・・・無理のないプランを!**

問合せ先



（有）花六葬儀社

鞍手町大字中山3024-42（昭和通り）

0120-41-8769

地域包括支援センターと 社会福祉協議会の事務所が 入れ替わります



地域包括支援センターと社会福祉協議会の
事務所が入れ替わります

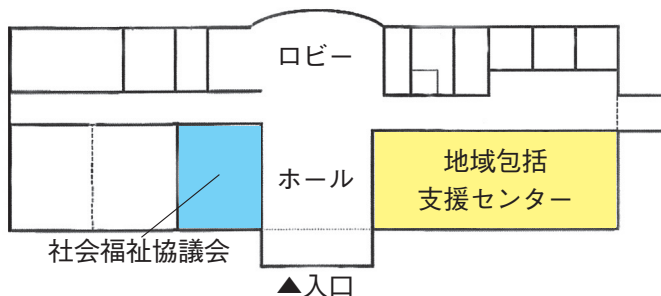
令和4年4月1日（金）から総合福祉センター（くらじの郷）の管理運営業務は、鞍手町地域包括支援センターが行う予定です。そのため、令和4年3月22日（火）から鞍手町地域包括支援センターと鞍手町社会福祉協議会それぞれの事務所を入れ替えて業務を行いますのでご注意ください。

なお、この事務所の入替えによる電話番号等の変更はありません。

●問い合わせ ▷地域包括支援センター＝☎43局3019番▷社会福祉協議会＝☎42局7800番まで

■3月22日（火）から

総合福祉センター管理棟



総合福祉センター利用の予約は
地域包括支援センターへお願いします

事務所の入替えに伴い、令和4年3月22日（火）からの総合福祉センター（くらじの郷）を利用する場合の予約や問い合わせは、地域包括支援センターで受け付けます。なお、インターネットによる予約はこれまでどおり利用できます。

●センター予約・問い合わせ ▷3月22日（火）から＝地域包括支援センター☎42局8811番まで

3月の行事カレンダー

日	曜日	行事内容
1	火	
2	水	
3	木	1歳半健診・3歳健診（総合福祉センター、14ページ参照） 補聴器相談（くらて病院：14時～16時30分、16ページ参照）
4	金	補聴器相談（役場：13時～14時、16ページ参照）
5	土	
6	日	
7	月	
8	火	
9	水	
10	木	4か月健診（総合福祉センター、14ページ参照） 無料法律相談（電話相談：13時～16時、16ページ参照） 補聴器相談（役場：11時～12時、16ページ参照）
11	金	
12	土	
13	日	
14	月	
15	火	町確定申告会場期限
16	水	町営住宅入居者申込受付期限（役場：17時15分まで、17ページ参照）
17	木	
18	金	
19	土	
20	日	
21	月	春分の日
22	火	補聴器相談（くらて病院：14時～16時、16ページ参照）
23	水	補聴器相談（役場：13時～14時、16ページ参照）
24	木	7か月健診・12か月健診（総合福祉センター、14ページ参照） 補聴器相談（くらて病院：14時～17時、16ページ参照）
25	金	介護予防運動教室申込期限（地域包括支援センター、8ページ参照） 国民健康保険税（第10期分）、後期高齢者医療保険（第9期分）納期限（15ページ参照） 心配ごと相談（総合福祉センター：13時～15時、16ページ参照）
26	土	
27	日	
28	月	
29	火	
30	水	
31	木	不妊治療費助成事業申請期限（役場：19時まで、18ページ参照） 介護予防サポートポイント申請期限（地域包括支援センター、19ページ参照） 鞍手町奨学金申込期限（19ページ参照）



広報くらて

令和4年3月号 No.747

編集●広報委員会
発行●鞍手町

印刷●社会福祉法人 福岡コロニー



●町の人口・1月の人の動き

・人口 15,337人 ・出生 7人
・男性 7,277人 ・死亡 28人
・女性 8,060人 ・転入 41人
・世帯数 7,403世帯 ・転出 27人

（令和4年1月31日現在）

■鞍手町役場

〒807-1392 福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3705番地
電話（0949）42局2111番／ファックス（0949）42局5693番

■鞍手町ホームページアドレス

パソコンから <https://www.town.kurate.lg.jp>
携帯電話から <https://www.town.kurate.lg.jp/mobile>

■鞍手町フェイスブックアドレス

パソコン・携帯電話から <https://ja-jp.facebook.com/town.kurate>

■鞍手町LINE @kurate